

住宅・ビルの省エネ性能表示 ガイドラインを国交省発表 4月より実施表示努力義務課す

国土交通省は3月11日に「住宅・ビル等の省エネ性能表示ガイドライン」を策定・公表した。

「建築物省エネ法」に基づく表示制度が平成28年4月1日より開始される。

表示には、今回公表されたガイドラインに基づく「第三者認証」に基づくものと、法第36条に基づく「省エネ基準適合認定」によるものがある。

この4月1日以降に、新築又はリフォームした住宅やビルに、前記いずれかで性能が認証されたものは、建築物本体、広告、契約書類、電磁的記録等の見やすい箇所に表示し、性能が明記されるようになった。

この制度は、平成27年7月に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(建築物省エネ法)が公布され、同法では、販売・賃貸事業者に対する建築物の省エネ性能の表示の努力義務が規定されたことにより、今回のガイドライン策定・公表に至ったもの。

ガイドラインでは、具体的な表示方法等について提示。

「第三者認証又は自己評価の別」、「基準値からの削減率(例:25%削減)」などを、見るような形で表示するとしている。なお、ガイドラインの正式名称は、「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」。

【第三者認証(BELS)】

BELSとはBuilding-Housing Energy-efficiency Labeling System(建築物省エネルギー性能表示制度)の略称であり、新築既存の建物において、第三者評価機関が省エネルギー性能を評価し認証する制度である。

(一社)住宅性能評価・表示協会が運用する制度では、性能に応じて5段階が設けられている。

平成28年4月より、願価対象に住宅が追加される。

BELSを取得するには、第三者の評価実施機関による評価・認証を受ける必要がある。

【法第36条に基づく省エネ基準適合認定・表示制度】

省エネ基準適合認定マーク(eマーク)とは、行政庁が認定する建築物の新しい省エネ基準適合認定マークである。

建築物の所有者は、申請により建築物が省エネ基準に適合している旨の所管行政庁による認定を受ける事ができる。

新築の場合は竣工後に認定を受ける事ができる。

認定を受けた時は、建築物又は広告等に、省エネ基準適合認定マークを表示することができる。

「法第36条・抜粋」建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管の行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。

壁装新聞(第433号)より引用